

高松市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告および意見を，同条第9項および第10項の規定により，次のとおり公表します。

平成18年3月31日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 大橋光政

平成17年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松食肉事業協同組合）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
産 業 部 課 農 林 水 産	平成16年度および平成17年4月1日から同年12月26日までの高松食肉事業協同組合に財政的援助等を与えているものの出納その他の事務	平成17年12月27日から平成18年2月15日まで
高松食肉事業協同組合	平成16年度および平成17年4月1日から同年12月26日までの高松市の財政的援助等に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している産業部農林水産課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 高松食肉事業協同組合の概要

ア 設置目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市郷東町587番地197

ウ 組織（平成17年5月22日現在）

役員は21人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、専務理事4人、理事11人および監事3人である。

エ 実施事業（定款で定めている事業）

- (ア) 組合員等の取り扱う獣畜のと殺解体処理
- (イ) 前号のと殺解体処理に伴う副産物の処理加工販売
- (ロ) 組合員の取り扱う食肉の共同生産
- (ハ) 組合員の取り扱う食肉の共同加工
- (ニ) 組合員の取り扱う食肉の共同購買
- (ホ) 組合員の取り扱う食肉の共同保管
- (ヘ) 組合員の取り扱う食肉の共同運送
- (セ) 組合員の取り扱う食肉の共同検査
- (ケ) 組合員の事業に関する協定
- (コ) 組合員に対する事業資金の貸付（手形割引を含む。）および組合員のためにする借入れ
- (ク) 商工組合中央金庫，中小企業金融公庫，国民金融公庫，銀行，相互銀

行，信用金庫，信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て

- (シ) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (ス) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上ならびに知識の普及を図るための教育および情報の提供
- (セ) 組合員の福利厚生に関する事業
- (ソ) 前各号の事業に附帯する事業

オ 高松市との関係

高松市は，高松市食肉センターの公の施設の管理者である高松食肉事業協同組合に対し，管理運營業務委託料を支出しているほか，と畜解体事業に対する補助金を支出している。

カ 高松市からの受託状況

(単位 円)

受 託 業 務 名	金 額
平成16年度高松市食肉センター管理運營業務	243,451,000
平成17年度高松市食肉センター管理運營業務	226,921,000

平成17年度高松市食肉センター管理運營業務については，契約金額を記載している。

キ 高松市からの助成状況

(単位 円)

助 成 事 業 名	金 額
平成16年度高松市食肉センターと畜解体事業	58,000,000
平成17年度高松市食肉センターと畜解体業務 経 営 安 定 対 策 事 業	61,945,000
平成17年度高松市食肉センターと畜解体事業	58,000,000

平成17年度高松市食肉センターと畜解体事業については，交付決定額を記載している。

ク 収支の状況等

(ア) 委託部

a 貸借対照表

平成17年3月31日現在

(単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	31,898	未 払 金	23,530,954
銀 行 預 金	16,005,725	預 り 金	151,750
前 期 繰 越 損 失 金	41,586	本 支 店 勘 定	2,278,804
当 期 損 失 金	9,882,299		
合 計	25,961,508	合 計	25,961,508

b 損益計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (単位 円)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 経 費 お よ び 一 般 管 理 費	241,740,395	管 理 運 営 業 務 料 委 託 料	231,858,096
		当 期 損 失 金	9,882,299
合 計	241,740,395	合 計	241,740,395

c 財産目録

平成17年3月31日現在

〔資産の部〕

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
現 金	31,898	手持現金
銀 行 預 金	16,005,725	百十四銀行本店(当座預金)
前 期 繰 越 損 失 金	41,586	
当 期 損 失 金	9,882,299	
合 計	25,961,508	

〔負債および資本の部〕

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
未 払 金	23,530,954	
預 り 金	151,750	3月分源泉税
本 支 店 勘 定	2,278,804	
合 計	25,961,508	

(イ) と畜解体部

a 貸借対照表

平成17年3月31日現在

(単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未 収 入 金	69,371,975	未 払 金	75,369,224
本 部 勘 定	5,997,249	当 期 利 益 金	0
合 計	75,369,224	合 計	75,369,224

b 損益計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (単位 円)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
業 務 委 託 費	205,486,832	受 贈 益	119,945,000
		解 体 料	39,162,500
		内 臓 洗 浄 料	22,334,000
		原 皮 塩 代	7,255,832
		B S E 関 連	16,789,500
合 計	205,486,832	合 計	205,486,832

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，

おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、その事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（産業部農林水産課）に対するもの

(ア) 補助金等交付に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、平成16年度高松市食肉センターと畜解体業務運営補助事業に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(イ) と畜場使用料を掲示すべきもの

と畜場法第12条第3項では、と畜場の設置者もしくは管理者またはと畜業者は、認可を受けたと畜場使用料またはと畜解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならないと規定しているが、平成18年1月19日に高松市食肉センターで確認したところ、と畜場使用料が掲示されていなかったため、今後は、同規定に基づき、適正に掲示されたい。

イ 監査対象団体（高松食肉事業協同組合）に対するもの

(ア) 再委託契約に係る協議をすべきもの

平成16年度高松市食肉センター管理運営業務委託契約書第12条

では、受託者は市と協議して定める事項を除き、同管理運営業務および権利を第三者に委託し、または譲渡してはならないと規定しているが、高松食肉事業協同組合から提出された平成16年度再委託業務届出書と決算書等を照合したところ、同届出書には記載のない再委託業務が見受けられたので、今後、管理運営業務に係る再委託契約を締結しようとする場合は、同規定に基づき、市と協議されたい。

(イ) と殺解体料を掲示すべきもの

と畜場法第12条第3項では、と畜場の設置者もしくは管理者またはと畜業者は、認可を受けたと畜場使用料またはと殺解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならないと規定しているが、平成18年1月19日に高松市食肉センターで確認したところ、と殺解体料が掲示されていなかったため、今後は、同規定に基づき、適正に掲示されたい。

(ウ) 管理運営業務に係る支出事務を適正にすべきもの

高松市食肉センター管理運営業務委託に係る予算執行伺書および会計帳簿等を照合したところ、高松市食肉センターの管理運営業務とは直接関係ない部分肉処理加工室設備の維持管理に係る経費が支出されるなど、適正を欠く事務処理となっていたため、今後、他の業務に係る経費が混在しないよう、業務ごとに帳票等を分割するなど、適正に事務処理されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 所管部局（産業部農林水産課）に対するもの

ア 補助対象経費の明確化・適正化について

高松市と畜解体業務運営補助金交付要綱第2条では、高松市食肉センターにおけると畜解体の事業の実施に伴う損失が生じた場合に限り、補助金を交付すると規定しているが、補助対象経費について明確な基準が示されていないため、高松食肉事業協同組合から提出された平成16年度高松市食肉センターと畜解体業務運営補助事業収支決算書には、補助対象として適当ではないと考えられる業務が含まれたまま、事務処理されている事例

が見受けられた。

補助対象経費の明確化については、すでに平成13年度の定期監査結果に付する監査委員の意見でも述べたところであるが、今後、公益上補助の必要があるかどうかを判断できるよう、補助対象事業の範囲を明らかにし、補助対象経費を具体的に示した要綱を整備するとともに、人件費をはじめ、申請の内容を精査するなど、補助対象経費の明確化・適正化に努められたい。

イ 管理運営業務に係る委託範囲の明確化について

平成17年度高松市食肉センター管理運営業務委託仕様書に記載された業務内容と高松食肉事業協同組合から提出された平成17年度委託職員配置計画書の作業内容を照合したところ、同仕様書に記載されていない作業が同計画書に記載されており、委託範囲の認識に差異が生じているとみなされかねない事務処理となっていたので、今後、同管理運営業務に係る委託内容を的確に把握できる仕様書を作成し、職員配置と齟齬を生じないようにするとともに、と畜業者等と市との役割分担をさらに精査し、委託料の削減に努められたい。

ウ 再委託契約事務の適正な管理について

平成17年度高松市食肉センター管理運営業務のうち、再委託契約を締結している契約書等について、委託料の積算基礎となる仕様書を作成していないものや業務内容の具体性に欠けるものなどが見受けられたので、今後、適正な再委託契約が締結されるよう、契約当事者である高松食肉事業協同組合に対し、業務内容を明確に示した契約書等の作成を指導するとともに、所管課として、当該契約書等の内容確認を行うなど、再委託契約事務の適正な管理に努められたい。

エ 本部会計経理に対する検査について

高松食肉事業協同組合の会計は、本部、委託部およびと畜解体部の3会計で構成され、高松市食肉センター管理運営業務委託料については委託部会計に、高松市食肉センターと畜解体業務運営補助金についてはと畜解体部会計に、収入としてそれぞれ計上されている一方、食肉センター使用料等は、本部会計から支出され、さらに、同組合の会計間では、業務の相互

委託等に伴う経理が行われるなど、密接な関連性が認められるので、今後、委託料や補助金の適正性・妥当性等を確保するため、必要に応じ、本部会計経理に対する検査を行うよう検討されたい。

(2) 監査対象団体（高松食肉事業協同組合）に対するもの

燃料費の経費区分について

高松食肉事業協同組合の会計は、本部、委託部およびと畜解体部の3会計で構成されているが、フォークリフトなど車両の燃料費については、すべて委託部会計から支出されていたので、今後、燃料費の支出については、3部門での利用実態を踏まえ、実態に即した会計から支出するよう、経費区分の適正化に努められたい。